

完了後の評価個表

事業名	国有林直轄治山事業 (復旧治山)	事業実施期間	平成4年度から平成19年度 (16年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	梅ヶ島 (静岡県)	事業実施主体	関東森林管理局 静岡森林管理署
完了後経過年数	5年	管 理 主 体	関東森林管理局 静岡森林管理署
事業の概要・目的	<p>当地区は、安倍川の源流部に位置し、糸魚川一静岡構造線の脆弱な地質構造となっている。昭和41年には、台風26号に伴う集中豪雨によって土石流が発生し、梅ヶ島温泉では旅館9軒が押し流され、26名が死亡する災害が発生した。このことから、治山事業を計画的に実施し一定の成果が得られたところである。</p> <p>しかし、平成2年の台風19号、平成3年の台風17、18、19号の豪雨により、新たな崩壊地や荒廃渓流が発生したため、山腹崩壊地の拡大及び渓床に堆積している土砂の流出を抑制する必要が生じ、家屋、学校、農耕地、県道梅ヶ島昭和線等の保全を目的に事業を実施し、平成19年度に概成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容 <p>渓間工45基 山腹工5.38ha 航空実播工22.67ha ・総事業費3,169,493千円（平成15年度の評価時点3,215,000千円）</p>		
① 費用対効果分析の算定基礎となつた要因の変化	<p>本事業の費用対効果分析における主な効果は、荒廃山地において、渓間工、山腹工の施工により不安定土砂の流出を防止し山地を保全する山地保全便益である。</p> <p>なお、当事業採択当時には事業評価制度が導入されていなかったため、事業着手前の費用対効果分析を行っていないが、平成15年度に実施した期中の評価以降に全体計画の見直しを行った。</p> <p>平成25年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <p>総便益（B）9,173,101千円（平成15年度の評価時点25,183,625千円） 総費用（C）5,064,647千円（平成15年度の評価時点 3,695,120千円） 分析結果（B/C） 1.81（平成15年度の評価時点 6.82）</p>		
② 事業効果の発現状況	<p>渓間工により渓流内に堆積していた不安定土砂の安定化が図られ、山腹工により崩壊地拡大を防止し、斜面が安定したことにより植生が回復し、水源かん養機能の向上及び下流域の保全が図られている。</p>		
③ 事業により整備された施設の管理状況	<p>当事業により整備した治山施設については、静岡森林管理署において定期的に点検を行い、適切に管理している。</p>		
④ 事業実施による環境の変化	<p>山腹崩壊地の復旧及び渓流に堆積していた不安定土砂の安定化が図られ、植生の回復が進み、自然環境との調和が図られ、水源かん養機能が発揮されている。</p>		
⑤ 社会経済情勢の変化	<p>当事業により水源かん養機能及び土砂流出防止機能が十分発揮され、下流域の保全が図られたことにより保全対象地域の安心・安全が確保されている。</p> <p>平成15年度の期中の評価時点から、周辺の社会情勢については特段変化はない。</p> <p>保全対象：家屋8戸 旅館24棟 茶畠0.66ha、県道1,370m</p>		
⑥ 今後の課題等	<p>国土保全効果を長期にわたって発揮させるため、山腹崩壊地の発生状況や土砂流出状況を観察していく必要がある。</p>		

	<p>地元の意見 :</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により、山腹崩壊地の復旧が図られ、植生が回復し周辺森林の一部となっている。また、渓間工を施工したことにより、渓流内の不安定土砂の流出防止が図られ、事業終了後は台風等の豪雨でも梅ヶ島集落や県道にも大きな被害は出でていない。このことから、保安林機能の回復が図られ、事業効果が十分に発揮されている。なお、今後も施設の機能確保のための点検、管理をお願いしたい。 (静岡県) 平成19年度に完了した静岡市梅ヶ島地区国有林直轄治山事業の評価について、当事業により区域内の山腹崩壊地の緑化が促進し、渓間工の整備により渓流の堆積土砂の安定が図られたことで降雨時の安全、安心が大きく向上したと考えており、地区の住民はもとより、本市としても大変感謝している。(静岡市)
森林管理局事業評価 技術検討会の意見	<p>事業の実施により崩壊地の復旧等が図られ、下流の保全対象の保全が図られているとともに、流域の森林の水源かん養等の機能も発揮されており、事業実施の効果は十分認められる。</p> <p>今後はこれら森林の機能の維持等を継続して図っていくため、引き続き森林整備や治山施設の維持管理を適切に行って行くことが望まれる。</p>
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 必要性 : 山腹崩壊地を放置すれば、崩壊地の拡大等が懸念されるとともに渓床に堆積した不安定土砂が流出し、下流の人家、道路等に被害を及ぼす危険性があったこと、地元からも国土保全機能の発揮が期待されていたことから、下流域の保全のため当事業の必要性は認められる。 効率性 : 対策工の計画にあたっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で検討されており、事業実施にあたってもコスト縮減に努めていたことから、効率性は認められる。 有効性 : 事業の実施により、崩壊地の拡大防止及び渓床に堆積する不安定土砂の流出抑制等が図られ、荒廃地に植生が回復し森林への移行が促進されており水源涵養機能が向上している。また、土砂流出防止が図られ下流域の人家等が保全されるとともに、住民の安全・安心が高まったことから、事業の有効性は認められる。

様式1

便 益 集 計 表

(治山事業)

事業名：国有林直轄治山事業

施行箇所：梅ヶ島

都道府県名：静岡

(単位：千円)

大区分	中区分	評価額	備考
水源涵養便益 かんよう	洪水防止便益	588,852	
	流域貯水便益	117,352	
	水質浄化便益	288,905	
山地保全便益	土砂流出防止便益	8,033,687	
	土砂崩壊防止便益	144,305	
総便益 (B)		9,173,101	
総費用 (C)		5,064,647	千円
費用便益比		$B \div C = \frac{9,173,101}{5,064,647} = 1.81$	

事業評価箇所概要図



地区名 梅ヶ島

事業名 国有林直轄治山事業

所在地 静岡県静岡市葵区
梅ヶ島国有林

完了後の評価箇所 —————

